

令和6年度藤沢市非行防止ポスター作品募集要領

1 募集の趣旨

青少年の問題は様々な要因が複雑に絡み合い、解きほぐすことは容易ではありません。しかしながら、青少年自身が問題と直接向き合い考えを深めることは大変重要なことです。

ついては、青少年自身にいじめ、喫煙、薬物、深夜徘徊の危険性など様々な問題について考えていただくと同時に、広く社会に非行防止を訴えていくため、非行防止ポスターの募集を次のとおり行うものです。

2 課題

次の内容から選んで創作していただきます。呼びかけのタイトル文字も絵の中に自由に創作してください。

- (1) いじめをなくすよう呼びかけるもの。
- (2) 20歳未満の飲酒・喫煙などの行為をやめさせるもの。
- (3) 深夜の外出は危険であることを訴えるもの。
- (4) 万引き防止を訴えるもの。
- (5) 自転車・バイク等の盗難防止を訴えるもの。
- (6) 覚せい剤・大麻等の薬物を乱用させないもの。
- (7) 暴走族に入らないようにするもの。
- (8) インターネットとSNSのトラブルに関するもの。

※神奈川県青少年保護育成条例第24条（平成23年4月1日施行）

- 保護者は、特別な事情がなければ、深夜（午後11時～午前4時まで）に青少年を外出させてはなりません。
- だれでも、正当な理由なく、保護者の同意を得ないで深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはいけません。

3 応募対象 藤沢市内にある中学校の生徒（一人一点）

4 作品規格

A2（42 cm×59.4 cm）ケント紙又は四つ切（39.2 cm×54.2 cm）画用紙
油彩、水彩等、画材は自由

※作品の裏には、学校名・学年・組・氏名(ふりがな)・選択した課題を明記してください。

(所定の用紙を作品の裏に添付していただいても結構です)

<注意事項>

- ・作品には具体的商品名や固有名詞を入れないようご注意ください。
- ・誤字、脱字には十分注意してください。

5 応募作品提出締切日等

9月6日(金)まで

(公立中学校は集団回収日に合わせます)



協議会 HP 2次元コード

6 応募作品の扱い

会長賞、副会長賞、佳作を入賞作品とし、賞状と副賞を贈呈します。

なお、入賞作品の中から非行防止啓発物品等への使用、広報紙「はあもにい」、藤沢市青少年指導員協議会ホームページ(<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/seisho/shidoi.html>)への掲載をさせていただきます。

7 ポスター作品展示

応募をいただいた作品は、10月22日(火)から11月4日(月)までの間、藤沢市役所本庁舎1階ラウンジで開催予定の「令和6年度藤沢市非行防止ポスター展」において展示いたします。

※応募点数が多く掲示しきれない場合は、一部は本庁舎・分庁舎のデジタルサイネージにて掲示します。

8 主催

藤沢市青少年指導員協議会

その他、不明な点については、藤沢市青少年指導員協議会事務局の藤沢市役所子ども青少年部青少年課(電話 0466-50-8251)までお問い合わせください。

以 上